商品概要説明書

ＪＡ多目的ローン

（令和８年４月１日現在）

商品名	ＪＡ多目的ローン
ご利用いただける方	○当ＪＡの組合員の方。(組合員でない方はＪＡ所定の出資金を払い込むことにより組合員となれます) ○お借入時の年齢が満 18 歳以上 75 歳未満であり、最終償還時の年齢が満 80 歳未満の方。 ○原則として、前年度税込年収が 150 万円以上ある方（自営業者の方は前年度税引前所得とします。)。 ○継続して安定した収入がある方。 ○借入比率が 150%以内。 ○本ローンとＪＡ無担保借入金の合計が 1,000 万円以内。(リフォームローンを含めた場合は 1,500 万円以内) ○生活の本拠が定まっている方。 ○当ＪＡが指定する保証機関（大阪府農業信用基金協会）の保証が受けられる方。 ○その他当ＪＡが定める条件を満たしている方。
資金使途	○生活に必要とする一切のご資金とし、資金使途の確認可能なものとします。ただし、個人間売買による購入は除きます。また、以下の資金は対象外とします。 ①ＪＡで納付される相続税・贈与税を除く税金支払資金 ②負債整理資金 ③所定の期日経過後の経済未収金の肩代り資金 ④営農資金および事業資金
借入金額	○10 万円以上 500 万円以内、１万円単位とし、所要金額の範囲内とします。
借入期間	○６か月以上 10 年以内とします。
借入利率	【変動金利型】 お借入時の利率は、３月１日、６月１日、９月１日および 12 月１日の基準金利（パーソナルプライムレート）により、年４回見直しを行い、４月１日、７月１日、10 月１日および１月１日から適用利率を変更いたします。 お借入後の利率は、４月１日および 10 月１日の基準金利（パーソナルプライムレート）により、年２回見直しを行い、６月・12 月の約定返済日の翌日より適用利率を変更いたします。 ○利率は店頭に掲示します。詳細については、当ＪＡの融資窓口へお問い合わせください。
返済方法	○元利均等返済（毎月の返済額（元金＋利息）が一定金額となる方法）とし、毎月返済方式、年２回返済方式（専業農業者の方に限ります。)、特定月増

<table>
<tr><td></td><td>額返済方式（毎月返済方式に加え年２回の特定月に増額して返済する方式。特定月増額返済による返済元金総額は、お借入金額の 50%以内、１万円単位です。）のいずれかをご選択いただけます。</td></tr>
<tr><td>担保</td><td>○不要です。</td></tr>
<tr><td>保証人</td><td>○当ＪＡが指定する保証機関（大阪府農業信用基金協会）の保証をご利用いただきますので、原則として保証人は不要です。</td></tr>
<tr><td>保証料</td><td>○一括前払い・分割後払いのいずれかよりご選択いただけます。
①一括前払い
ご融資時に一括して保証料をお支払いいただきます。
【お借入額 100 万円の場合の一括支払保証料（例）】
<table>
<tr><td>お借入期間</td><td>１年</td><td>２年</td><td>３年</td><td>５年</td><td>７年</td></tr>
<tr><td>保証料（円）</td><td>5,202</td><td>10,017</td><td>14,855</td><td>24,568</td><td>34,346</td></tr>
</table>
※お借入額により保証料は異なります。詳細については、当ＪＡの融資窓口へお問い合わせください。
※ご返済期間終了までの間において、全額または一部繰上返済をされる場合は、所定の方法で算出した金額が返戻されます。なお、金額が 1,000 円以下のものについては返戻の対象となりません。
なお、保証料率は年 0.96%です。
②分割後払い
約定返済日の元利金返済にあわせ、保証料（年 0.96%）をお支払いいただきます。（外枠方式）</td></tr>
<tr><td>団体信用生命共済（保険）</td><td>○ご希望により当ＪＡ所定の団体信用生命共済（保険）のいずれかにご加入いただけます。
なお、選択される団体信用生命共済（保険）の種類によりお借入利率は下表記載の加算利率分高くなります。
<table>
<tr><td>団体信用生命共済（保険）名</td><td>加算利率</td></tr>
<tr><td>団体信用生命共済（特約なし）</td><td>年 0.20%（内枠方式）</td></tr>
<tr><td>長期継続入院特約付団体信用生命共済</td><td>年 0.30%（内枠方式）</td></tr>
<tr><td>三大疾病保障特約付団体信用生命共済</td><td>年 0.40%（内枠方式）</td></tr>
<tr><td>団体信用生命共済（連生）</td><td>年 0.40%（内枠方式）</td></tr>
<tr><td>三大疾病保障特約付団体信用生命共済（連生）</td><td>年 0.55%（内枠方式）</td></tr>
<tr><td>がん保障特約付団体信用生命保険</td><td>年 0.25%（内枠方式）</td></tr>
<tr><td>がん保障特約付団体信用生命保険（連生）</td><td>年 0.50%（内枠方式）</td></tr>
<tr><td>団体信用生命保険（ワイド）</td><td>年 0.40%（内枠方式）</td></tr>
</table></td></tr>
<tr><td>９大疾病補償保険</td><td>○ご希望により上記の団体信用生命共済（特約なし）または長期継続入院特約付団体信用生命共済とあわせて「９大疾病補償保険」にご加入いただけます。ご利用にあたっては借入利率に以下の利率が加算されます。
年 0.50%</td></tr>
</table>

手数料	○ご融資の際、ＪＡに対して事務手数料は無料です。 ○ご返済期間終了までの間において、全額または一部繰上返済をされる場合は、次の事務手数料（消費税等含む。）が必要です。 ①全額繰上返済の場合…2,200 円（ＪＡごとに異なります） ②一部繰上返済の場合…1,100 円（ＪＡネットバンクによる一部繰上返済の場合は無料です。） ○ご返済期間終了までの間において、ご返済条件を変更される場合は 1,100 円の条件変更手数料（消費税等含む。ＪＡごとに異なります）が必要です。
苦情処理措置および紛争解決措置の内容	○苦情処理措置 本商品にかかる相談・苦情（以下「苦情等」という。）につきましては、当組合本支店（所）または金融共済部金融課（電話：０７２－７２５－０７５２）にお申し出ください。当組合では規則の制定など苦情等に対処する態勢を整備し、迅速かつ適切な対応に努め、苦情等の解決を図ります。 また、ＪＡバンク相談所（電話番号：０３－６８３７－１３５９）でも、苦情等を受け付けております。 ○紛争解決措置 外部の紛争解決機関を利用して解決を図りたい場合は、次の機関を利用できます。上記当組合金融共済部金融課またはＪＡバンク相談所にお申し出ください。 東京弁護士会（電話：０３－３５８１－００３１）（※） そのほか、第一東京弁護士会、第二東京弁護士会、京都弁護士会、兵庫県弁護士会（詳しくは上記当組合金融共済部金融課にお問い合わせください。） 公益社団法人 民間総合調停センター（大阪府）（ＪＡバンク相談所を通じてのご利用となります。上記ＪＡバンク相談所にお申し出ください。） ※東京弁護士会、第一東京弁護士会、第二東京弁護士会（以下「東京三弁護士会」という）では、東京以外の地域のお客様からのお申し出について、お客様の意向に基づき、お客様のアクセスに便利な地域で手続を進める方法もあります。 ・現地調停：東京の弁護士会と東京以外の弁護士会が、テレビ会議システム等により、共同して解決に当ります。 ・移管調停：東京以外の弁護士会の仲裁センター等に手続を移管します。 なお、現地調停、移管調停は全国の弁護士会で実施しているものではありません。具体的内容は上記ＪＡバンク相談所または東京三弁護士会にお問い合わせください。
その他	○お申込みに際しては、当ＪＡおよび当ＪＡが指定する保証機関において所定の審査をさせていただきます。審査の結果によっては、ご希望に沿いかねる場合もございますので、あらかじめご了承ください。 ○印紙税が別途必要となります。 ○現在のお借入利率やご返済額の試算については、当ＪＡの融資窓口までお

	問い合わせください。 ○連帯債務者どちらかの連生団体信用生命共済（保険）により本ローンが完済された場合、もう一方の債務者のローンが免除された部分が一時所得とみなされ、所得税の課税対象となる場合があります。詳しくは最寄りの税務署にお問い合わせください。

ＪＡ大阪北部

（注）　借入比率は、前年度税込年収に占める本ローンと無担保借入金の合計の割合。